

山武都市広域水道企業団職員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

山武都市広域水道企業団職員は、倫理規則により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- ×金銭や物品の贈与
- ×酒食等のもてなし（接待）
- ×車での送迎など、無償でのサービスの提供
- ×一緒に麻雀等の遊戯、ゴルフ、旅行をすること
- ×金銭の貸付け
- ×未公開株式の譲渡
- ×無償での物品や不動産の貸付け

※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。

利害関係があるとは・・・

職員が以下の職務権限をあなたの属する事業者を持っている場合です。

- ◆事業所管
- ◆許認可
- ◆補助金交付
- ◆立入検査・監査
- ◆不利益処分や行政指導
- ◆契約
- など

※利害関係がない事業者からであっても、職員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を越える接待・贈与を受けた場合には、当該職員が法令違反となります。